

デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い

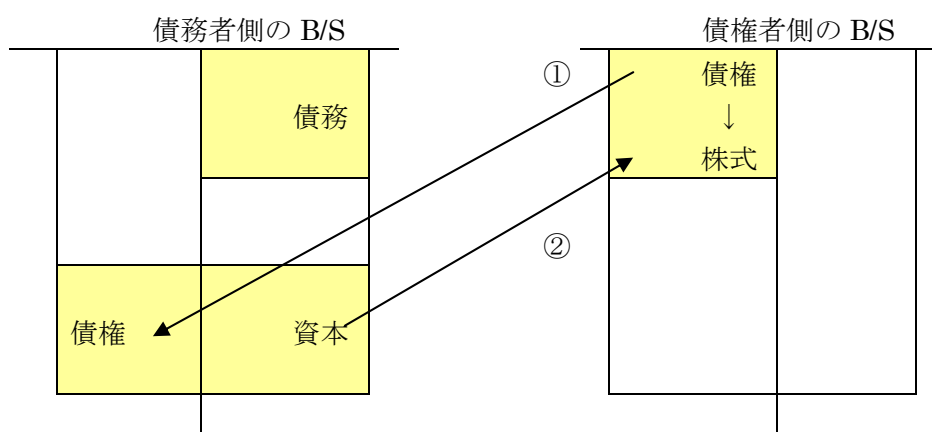
専門研究員 秋葉賢一

現在、わが国においては不良債権問題の早期克服が重要な政策課題となっており、産業と金融の一体的再生等に向けた動きが活発化している。また、政府も平成14年10月に「金融再生プログラム」を公表して、不良債権問題の終結や企業再生等に向けた各種施策を推進中であるが、こうした様々な取組みの中で、企業再生を図るための手法として、最近、一段と注目されているのがデット・エクイティ・スワップである。

このような状況下、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会社再建の一手法として行われているデット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理について、平成14年10月9日に、実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）を公表した。ここでは、本実務対応報告の概要を記述するものである。

1. 対象とするデット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）

本実務対応報告は、債務者が財務的に困難な場合に行われるデット・エクイティ・スワップを対象としている。また、通常行われている債権者の合意を得た再建計画等に基づき当該債権者がその債権を債務者に現物出資するデット・エクイティ・スワップを想定している。すなわち、①債権者がその債権を債務者に現物出資し、②当該債権は混同により消滅するが債権者は債務者の発行する株式（優先株式等）を取得する。



ただし、債務者が第三者割当増資を行い、債権者がこれを引き受け、払い込んだ現金により債権回収することによっても同様の効果が得られるため、金銭出資（第三者割当増資の引受け）と債権の回収が一体と考えられる場合についても、現物出資する場合と同様の

会計処理を行う。

2. デット・エクイティ・スワップ実行時における債権者側の会計処理

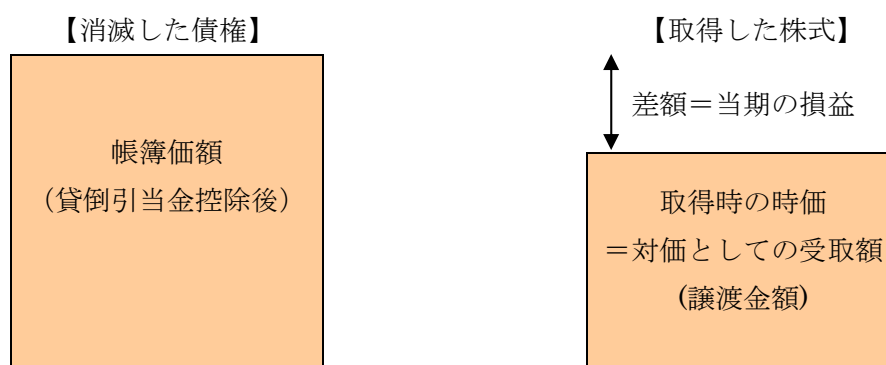
(1) 基本的な考え方

債権者がその債権を債務者に現物出資した場合、債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅するため、支配が他に移転したかどうかを検討するまでもなく金融資産の消滅の認識要件を満たすものと考えられる。したがって、債権者は当該債権の消滅を認識するとともに、消滅した債権の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を、当期の損益として処理することとなる。

なお、本実務対応報告では債務者側の会計処理は対象としていないが、債務者側におけるデット・エクイティ・スワップの法的な取扱いとして「券面額説（額面説）」が採られており、会計上、それに従った会計処理が行われている場合がある。このような場合でも、債務者側の会計処理にかかわらず、デット・エクイティ・スワップ実行時における債権者側の上記の会計処理は適用される。

(2) 取得した株式の取扱い

債権者が取得する株式は、通常、「新たな資産」の取得と考えられる。したがって、取得株式の取得時の時価が対価としての受取額（譲渡金額）となり、消滅した債権の帳簿価額との差額を当期の損益として処理し、当該株式は時価で計上する。なお、消滅した債権の帳簿価額は、取得原価又は償却原価から貸倒引当金を控除した後の金額をいう。



(3) 取得した株式の取得時の時価

取得時の時価は、取得した株式に市場価格がある場合は「市場価格に基づく価額」であり、市場価格がない場合には「合理的に算定された価額」である。

「合理的に算定された価額」の算定は、債権放棄額や増資額などの金融支援額の充分性、債務者の再建計画等の実行可能性、株式の条件等を適切に考慮したうえで、金融商品実務指針第 54 項に掲げられる方法によって算定するが、実務対応報告では、当該

株式の時価は、消滅した債権に関する直前の決算期末（中間期末を含む）の帳簿価額を上回らないと想定されるとしている。すなわち、実行時点において利益が発生するのは、極めて例外的な状況に限られる。

「合理的に算定された価額」の算定が困難な場合、取得した株式の取得時の時価を直接的に算定する方法に代えて、適切に算定された実行時の債権の時価を用いて、当該株式の時価とすることも考えられる。

なお、デット・エクイティ・スワップにより取得される株式は優先株式の場合が多く、また、よく見られる主な特性は以下のように整理される。

商 品 性	概 要
配当の優先	あり（普通株に優先）のことが多い
参加／非参加	非参加（配当後の残余利益の分配に普通株とともに参加できない）のことが多い
累積／非累積	非累積（優先配当不足分を翌期以降へ繰越ししない）のことが多い
議決権	ないことが多い
転換請求権	あることが多い
転換価格決定時期	発行時から決まっている場合の他、転換開始時直前等に決まるものもある
転換価格	固定の場合や特定期間の普通株価の平均等によって決まる場合がある
転換請求可能期間	長期にわたるものもある
強制転換権	あることが多い
転換時期	長期にわたるものもある
転換価格	固定の場合や転換時直前期間の普通株価の平均等によって決まる場合がある

3. 適用時期

本実務対応報告の公表日以降に生じた取引に適用する。ただし、公表日前に生じた取引であっても、公表日を含む事業年度（当該事業年度を構成する中間会計期間を含む）に生じた取引について、本実務対応報告を適用することが望ましい。なお、公表日を含む事業年度開始後、公表日前に生じた取引について、本実務対応報告で確認された会計処理と異なる会計処理を行っていた場合で、重要性があるものについては、その内容を注記する。